経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条　経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「毎年度六月三十日まで」の下に「（第二十条の二の規定に基づき行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により電子情報処理組織（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）」を加える。

第九条の三第二項中「毎年度六月三十日まで」の下に「（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）」を加える。

第十条第二項中「毎年度六月三十日まで」の下に「（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）」を加える。

第十五条第二項中「毎年度六月三十日まで」の下に「（第二十条の二の規定に基づき情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行うとき又は第二十二条の規定に基づき光ディスクによる届出を行うときは、七月三十一日まで）」を加える。

第二十条第一項中「第十三条第一項の届出」を削り、「第三十五条第一項、第二項若しくは第六項の届出」を「第三十五条第一項若しくは第二項の届出」に改め、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）」を「情報通信技術利用法」に改め、「（経済産業大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十条の二第一項中「法第八条第一項又は第九条第一項の届出」を「法第八条第一項、第九条第一項、第十三条第一項又は第三十五条第六項の届出」に改め、同項第二号中「法第八条第一項又は第九条第一項の規定」を「法第八条第一項、第九条第一項、第十三条第一項又は第三十五条第六項の規定」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定に基づき届出を電子情報処理組織を使用して行う場合において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十一条第二項の規定により付与された届出者等コードを前項の規定に基づく電子計算機から入力することをいう。

附　則

この省令は、平成二十七年三月十六日から施行する。

告　示

○法務省告示第百五十八号

千葉市稲毛区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年四月十六日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、稲毛区役所又は千葉地方法務局に照会すること。

平成二十七年三月十六日

法務大臣　上川　陽子

千葉県千葉郡都賀村宮野木千百一番地

清宮寄太郎

○法務省告示第百五十九号

大分県速見郡日出町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年三月十六日

法務大臣　上川　陽子

大分県速見郡川崎村五千二百七番地　竹友　勇吉

○法務省告示第百六十号

千葉県東金市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年三月十六日

法務大臣　上川　陽子

千葉県山武郡東金町東金千百三十六番地

能瀬　恒吉

○法務省告示第百六十一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年三月十六日

法務大臣　上川　陽子

住所　札幌市北区北17条西３丁目２番28―701号
トゥキリ・ロテ・ダウラアコ　昭和62年11月12日生

住所　大阪府和泉市黒鳥町３丁目４番６号
金美紀　昭和61年５月25日生

住所　名古屋市中川区かの里１丁目2605番地
張加奈　昭和63年１月24日生

住所　神戸市東灘区御影山手２丁目12番10号
宋岳　平成６年７月13日生

住所　大阪市大正区鶴町１丁目15番32号
陳自斌　昭和46年１月９日生

住所　山梨県甲府市大里町1960番地５
陳長源　平成12年６月４日生

住所　福岡県糟屋郡宇美町貴船５丁目15番21号
サエド・ジャハニ　昭和39年１月２日生

住所　横浜市青葉区松風台１番地８
婁竜仁　昭和42年10月15日生

住所　東京都墨田区墨田５丁目30番９号
ホマ・シドシ　昭和31年６月22日生

住所　愛知県半田市花園町３丁目13番地15
マンスール・キアニ　昭和35年11月22日生

住所　栃木県宇都宮市松原２丁目２番40号
趙貴士　昭和59年６月11日生

住所　アリレザ・ナイボルサドリ　昭和42年３月５日生

住所　大阪市東成区大今里１丁目36番11―602号
楊瑞慧　昭和44年10月15日生

住所　福井市大町２丁目1009番地
徐真紀　昭和57年10月20日生

住所　神戸市中央区元町通６丁目２番10―2303号
陸駿豪　平成10年12月21日生

住所　兵庫県川西市清和台東１丁目４番地32
許盛太　平成３年12月10日生

住所　札幌市厚別区厚別南１丁目10番10―203号
カワムラ・イリナ　平成17年11月12日生

住所　東京都江戸川区南小岩８丁目16番16号
陸紅　昭和43年９月14日生

住所　愛知県豊川市大木町荒屋58番59番合併地
テリクシー・カリアガ・カトウ　平成12年３月23日生

住所　東京都中野区本町１丁目14番14号
于海浜　昭和60年６月７日生

住所　東京都豊島区北大塚３丁目33番６号
臧玉艶　昭和57年３月15日生

住所　横浜市保土ケ谷区明神台２番４―203号
陳磊　昭和56年６月７日生

住所　長野県伊那市東春近1130番地１
梁美淑　昭和23年12月５日生

住所　茨城県鉾田市串挽1327番地９
梁順子　昭和23年12月５日生

住所　大分県宇佐市大字四日市1703番地
崔友美　昭和60年４月30日生

住所　千葉県柏市若柴227番地６
于丹　昭和59年７月17日生

住所　千葉県松戸市新松戸７丁目43番地
金将臣　昭和47年４月25日生

住所　福岡県うきは市吉井町清瀬97番地１
朴泰子　昭和47年２月８日生

住所　北九州市小倉北区竪林町２番16号
韓昌邦　昭和57年６月23日生

住所　東京都小平市花小金井８丁目15番４号
毛妍佳　平成９年６月17日生

住所　大阪市鶴見区諸口２丁目12番21―505号
張鑫海　昭和59年４月21日生

住所　茨城県日立市森山町２丁目25番25号
安小任　昭和18年２月８日生

住所　北海道網走市向陽ケ丘２丁目88番地75
李玲子　昭和50年３月24日生